

釧路湿原自然再生事業
茅沼地区旧川復元実施計画

平成 18 年 8 月

〒085-08551 釧路市幸町 1 0 丁目 3 番地

国土交通省 釧路開発建設部
北海道開発局

目 次

はじめに	1
第 1 章 実施者と協議会	2
1-1 実施者の名称及び実施者の属する協議会	2
第 2 章 自然再生の意義と取り組みの考え方	3
2-1 釧路湿原の保全の必要性	3
2-1-1 釧路川流域の変遷	3
2-1-2 釧路湿原の現状と課題	6
2-1-3 自然再生の意義	8
2-2 全体構想における旧川復元事業の位置づけ	9
2-3 旧川復元の実施区域について	10
第 3 章 自然再生事業(茅沼地区旧川復元)の対象となる区域の周辺自然環境	12
3-1 事業の対象区域	12
3-2 事業対象区域の現状と課題	13
3-2-1 茅沼地区の現状	13
3-2-2 茅沼地区の課題	16
第 4 章 自然再生事業(茅沼地区旧川復元)の目標と事業の計画	17
4-1 事業の目標と目標達成のための手法	17
4-2 事業の実施内容	19
4-2-1 旧川の復元	19
4-2-2 直線河道の埋め戻し	20
4-2-3 右岸残土の撤去	21
4-2-4 自然環境への配慮事項	22
4-3 事業実施による効果と予測結果	28
4-3-1 事業実施で期待される効果と予測項目	28
4-3-2 魚類の生息環境の復元	33
4-3-3 湿原植生の再生	36
4-3-4 湿原景観の復元	40
4-3-5 湿原中心部への負荷の軽減	41
4-4 モニタリングによる検証	42
4-4-1 調査実施項目	43
4-4-2 モニタリング計画	44
4-5 順応的管理手法の適用	53
第 5 章 その他自然再生事業の実施に関して必要な事項	54
5-1 湿原保全のための流域管理	54
5-2 各小委員会との連携	54
5-3 地域との協働	55
5-4 情報の公開・発信	55

はじめに

釧路川流域は、1920年（大正9年）8月の大洪水をはじめ、昔から幾度となく水害に襲われてきました。普段、流れのゆるやかな釧路川は、ひとたび氾濫すると、何日も水が引かず、浸水状態が長く続くなど、流域に深刻な被害をもたらし、多くの人命や財産が失われてきました。そのような中、1934年（昭和9年）までに現在の新釧路川及び市街左右岸堤防が完成するなど河川整備が進められ、その後、今日までに釧路湿原を遊水地として位置づけるなど、流域の治水安全度は向上してきました。

一方、釧路湿原は1980年に国内最初のラムサール条約による国際保護湿地として登録され、次いで1987年には湿原単体としては初めての国立公園に指定されました。特に、1993年にラムサール条約締約国会議が釧路市で開催されたことにより、湿原の重要性を広く一般住民が知ることになり、また、登録区域も東部3湖沼などを拡大指定され、より広い範囲に保全の網がかかるようになりました。

近年、地球温暖化等の諸問題に対し湿原の果たす役割が注目される中、釧路湿原は面積が減少し、また乾燥化などによる質的变化が懸念されています。自然は変化するものですが、近年見られるような人為的な影響による急激な変化は、野生生物のみならず人間にとっても好ましいものではなく、釧路湿原の自然環境を保全・回復させるために、早急に対策をとる必要が生じてきました。地域における取り組みでも、釧路湿原の自然環境に危機感を持った方々が自主的に植林活動を始めるなど、周辺丘陵地の環境保全が始まっています。

河川法の改正によって河川環境の整備と保全が位置づけられたことを踏まえて、北海道開発局釧路開発建設部は学識経験者や行政機関等との連携を図りながら、「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」を1999年9月に設立し、2001年3月には「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」を受けています。また、これまで湿原内の遊水地部分の約6,550haを河川区域に指定していましたが、2000年6月には治水や環境保全のために河川管理を行うエリアとして湿原のほぼ全域にあたる約15,580haを拡大指定し、湿原の保全・再生を進めやすい環境を整えました。

2003年11月に設立された「釧路湿原自然再生協議会」では、これまで釧路湿原自然再生の基本的な考え方や目標などを定めた「釧路湿原自然再生全体構想」（2005年3月策定）について話し合われてきました。釧路開発建設部では今後とも我が国を代表する希少な自然を守るとともに、自然と共生する社会を構築するため、流域住民の十分な理解と協力を得ることに努め、各関係機関の強力な連携・推進体制の下、自然再生の取り組みを進めていきます。

本書で対象とする釧路湿原の辺縁部に位置する茅沼地区は、植生変化が顕著であり、旧川復元により河川環境の保全・再生や湿原再生、土砂流入抑制の効果が期待される地域です。本実施計画は、釧路湿原自然再生全体構想に基づき、茅沼地区において実施する事業の内容、期待される効果及び自然再生の状況のモニタリング等に関して記述したものです。

第1章 実施者と協議会

1-1 実施者の名称及び実施者の属する協議会

茅沼地区の旧川復元について、釧路湿原自然再生協議会に属する国土交通省北海道開発局釧路開発建設部が実施するものである。

釧路湿原自然再生協議会組織を図 1-1 に示す。

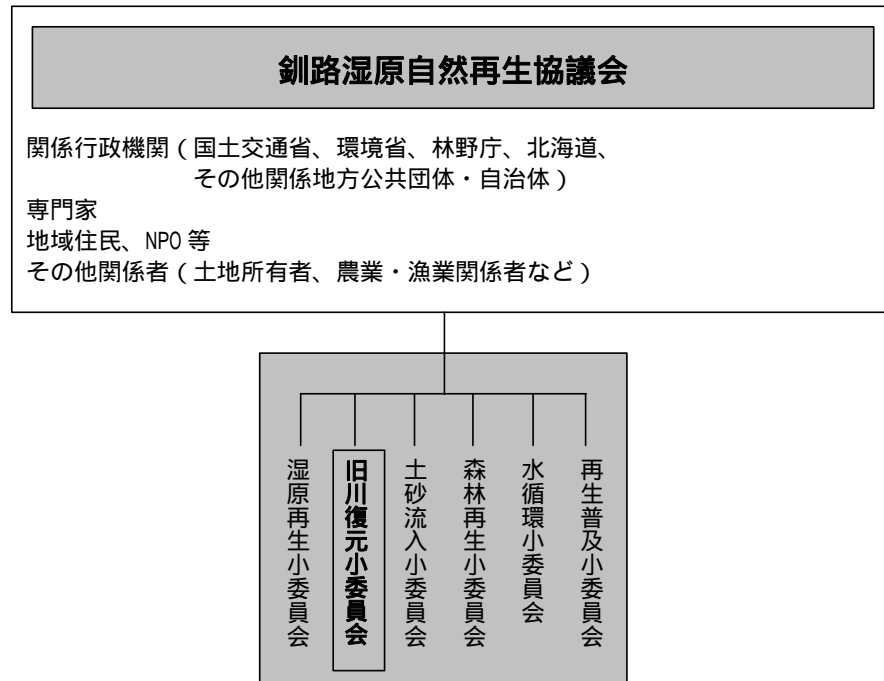


図 1-1 釧路湿原自然再生協議会組織

第2章 自然再生の意義と取り組みの考え方

2-1 釧路湿原の保全の必要性

2-1-1 釧路川流域の変遷

釧路湿原を涵養する河川である釧路川は、阿寒国立公園の屈斜路湖から流れ出る幹川流路延長 154km の一級河川である。釧路川は多くの支流を擁し、それらを含めた流域面積は約 2,510 km²(25.1 万 ha)に達する。

釧路川の流域には、釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町および鶴居村の 5 市町村が含まれ、総人口は 1940 年代に急増し、現在は約 24.6 万人となっている。そのうち釧路川流域の人口は約 17.7 万人(1995 年国勢調査)で、一次産業では特に酪農が盛んである。二次産業は、製紙業が大きなウエイトを占めている。近年は、自然を生かした観光業(三次産業)も、重要な位置を占めるようになってきている。

釧路湿原は釧路川に沿って広がる日本最大の湿原であり、1996 年時点の面積は約 190 km²(1.9 万 ha)で、低地湿原の原生的な自然が残されている。

1920 年に発生した釧路川の大洪水において多くの犠牲者が出たことを踏まえ、図 2-1 に示すとおり、その後釧路川を直線化するなどの治水工事が本格的に開始された。また、戦後復興に伴って湿原周辺で湿地の農地化や森林の伐採も進められた。さらに国の方針として、この地域を食料生産基地とすることを目的とした大規模な農地開発と河川改修が行われ、同時に湿原南部では市街地が拡大した。(図 2-2)

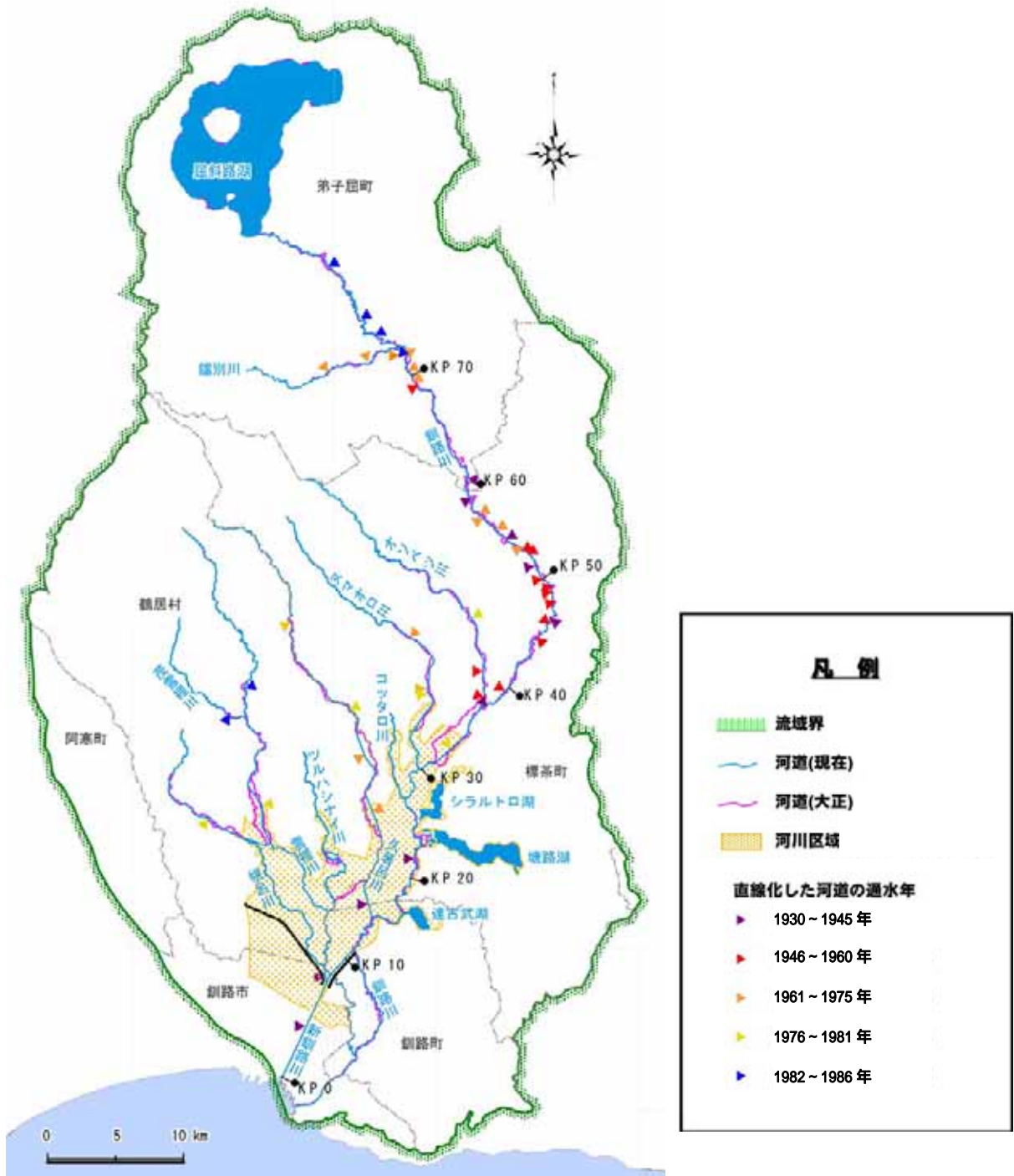


図 2-1 釧路川流域河道変遷図(大正と現在の比較)

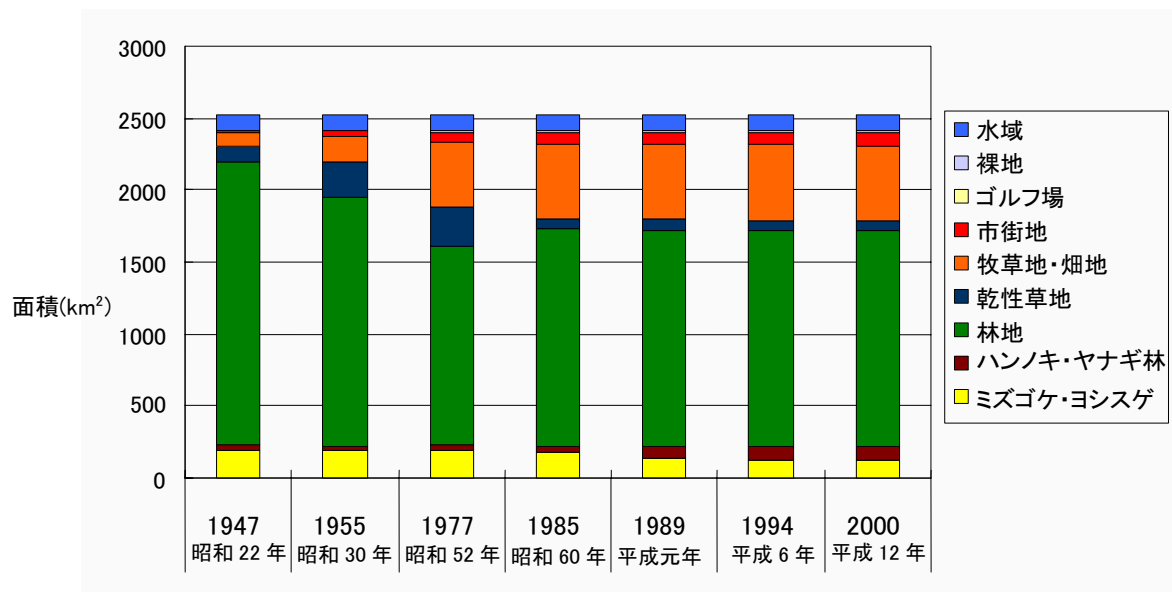
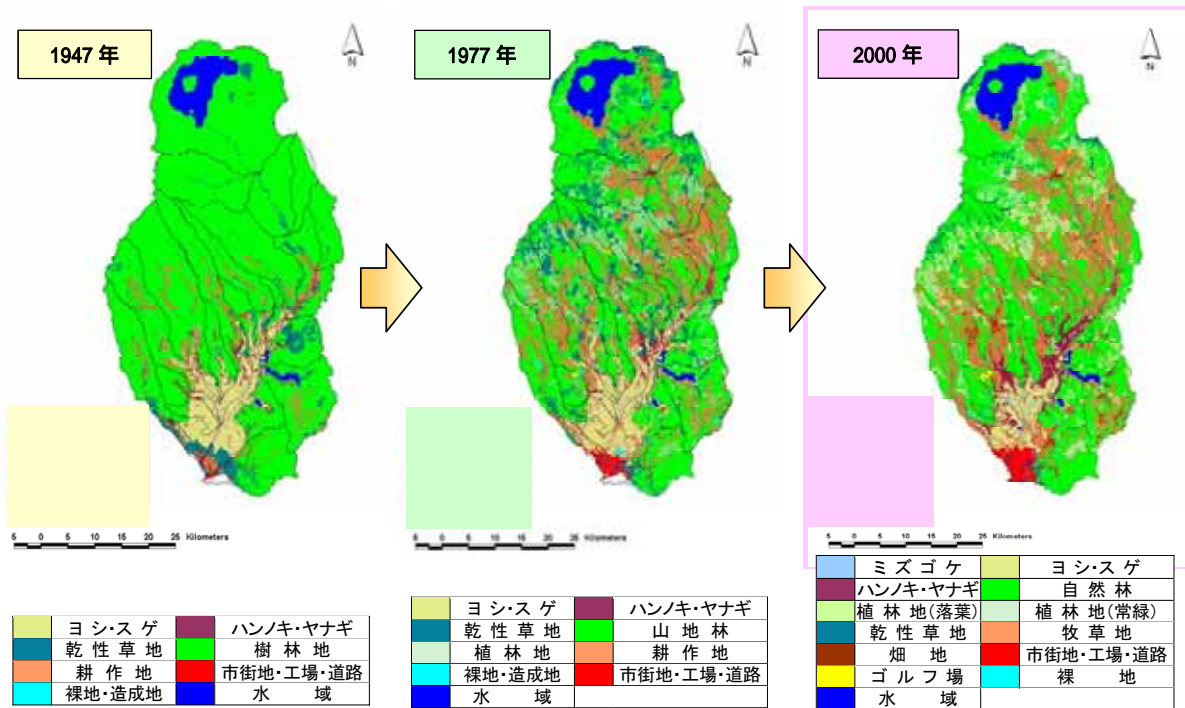


図 2-2 釧路川流域の土地利用変遷

※2000年度 釧路開発建設部調査

2-1-2 釧路湿原の現状と課題

現在、釧路湿原が直面している最も重要な課題は、湿原面積の急激な減少である。図 2-3 に示すとおり、1947 年には約 250 km²(2.5 万 ha)の湿原が、1996 年には約 190 km²(約 1.9 万 ha)にまで減少し、50 年間で 2 割以上の面積が消失している。

湿原の南側からは、市街地の拡大に伴って湿原を埋め立てて住宅地や道路、資材置き場等に使用する面積も増大し、景観を損なうだけでなく、キタサンショウウオの生息地を狭めるなどの影響が指摘されている。

また、図 2-4 に示すとおり、湿原上流部の農地開発、河道の直線化、周辺の森林伐採等により、特に湿原流入部において冠水頻度の減少、地下水位の低下、湿原内部への土砂、栄養塩類の流入増加が生じ、これらの影響により湿原の乾燥化が急激に進み、ヨシやスゲ類湿原にハンノキ林が侵入し拡大していると考えられている。さらに、湿原面積の減少と相まって、湿原特有の希少な野生生物の個体数や分布面積についても減少が見られており、生態系への影響も指摘されている。

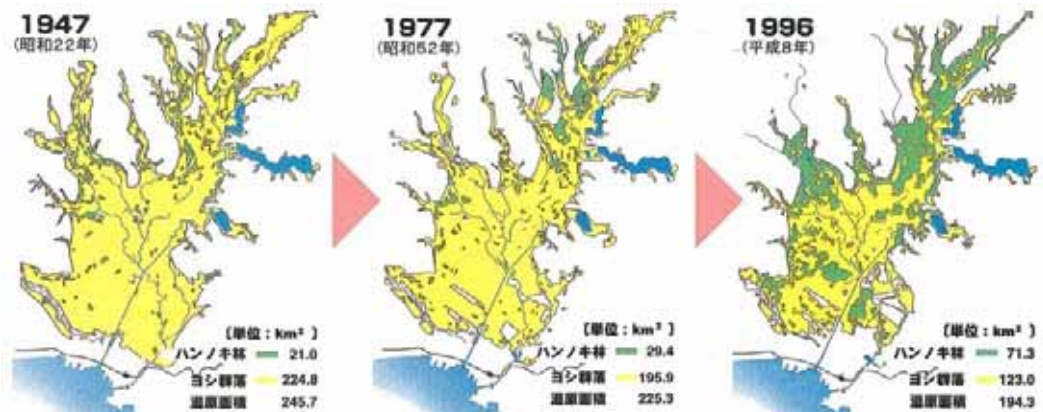


図 2-3 ハンノキ林分布変遷図

1999 年度 釧路開発建設部調査

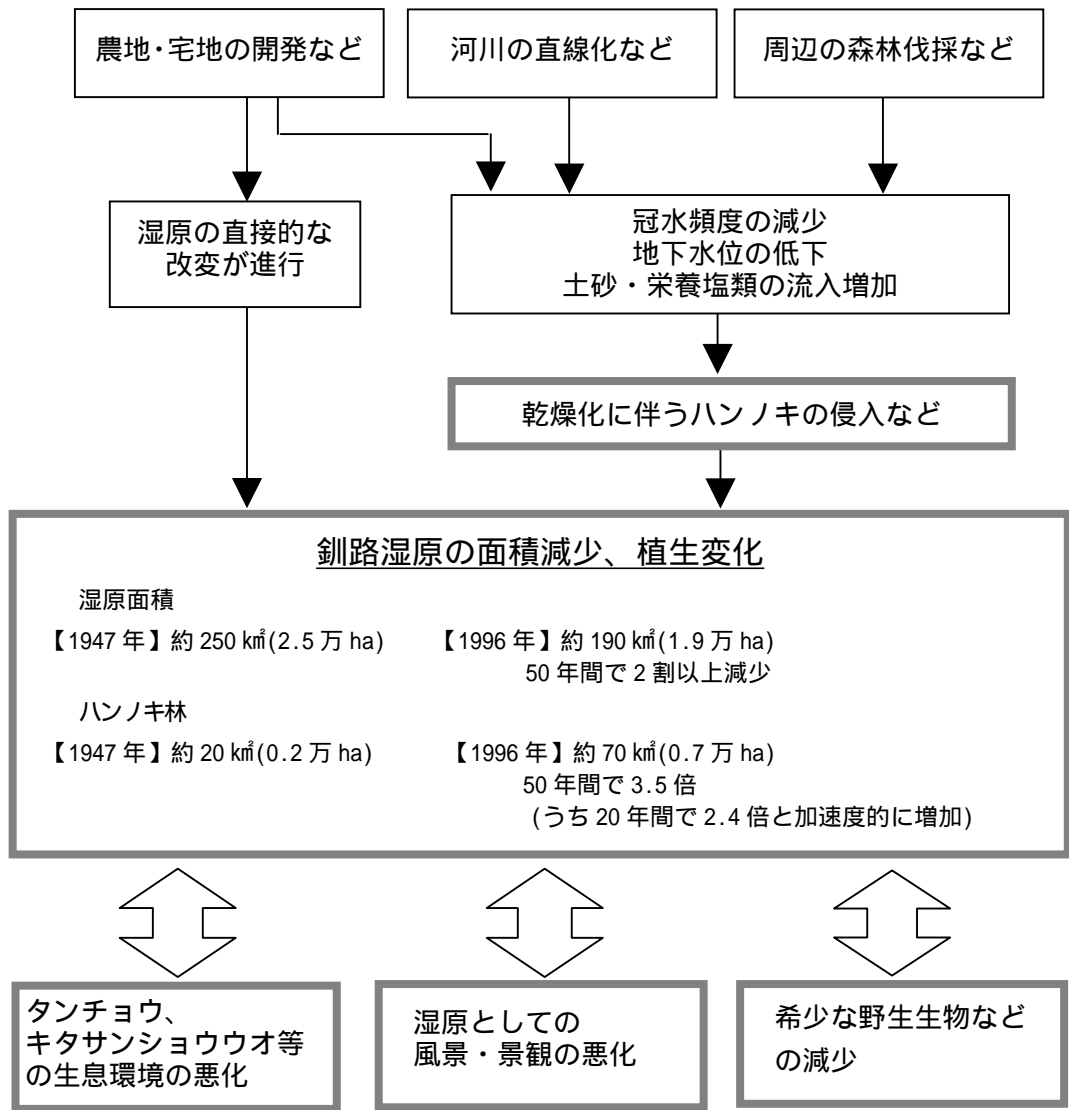


図 2-4 湿原環境変化の要因と現状

2-1-3 自然再生の意義

釧路湿原は、ハンノキの散在するヨシやスゲ類の湿原（低層湿原）と、高山性植物を含むミズゴケ類の湿原（高層湿原）、それらの中を蛇行する河川から構成され、他に類を見ない景観を有している。また、釧路湿原を主たる生息地とするタンチョウ、キタサンショウウオ、エゾカオジロトンボ等をはじめ、多くの野生生物が生息・生育している我が国を代表する傑出した自然環境を有しており、1980年に日本で最初のラムサール条約による国際保護湿地として登録され、次いで1987年に国立公園の指定を受けている。また、人間にとっても水がめとしての保水・浄化機能、遊水地としての洪水調節機能、地域気候を緩和する機能等重要な価値や機能を有している。

さらに近年では釧路湿原が「豊かな自然環境」の1つとして観光にも活用されて、毎年多数のカヌー利用者などが訪れており、湿原に対する理解が広まるとともに、地域住民を中心に「湿原環境の保全」という意識が高まりつつある。

このような中で、本事業を展開していくことは、極めて意義のあることであり、貴重な湿原環境を将来にわたって保全していく上でも必要不可欠である。

2-2 全体構想における旧川復元事業の位置づけ

本事業は、湿原への負荷を軽減し、河川の生態系を保全するために、河川本来のダイナミズム（自然の川の攪乱・更新システム）の回復・復元を図るものである。

ここでは、過去に直線化された河道を可能な限りかつての蛇行した河川形状へ復元(旧川復元)することにより、湿原の氾濫状況の回復を図る。

なお、全体構想に対する本事業の位置づけとしては、下図に示すように、湿原生態系の質的・量的な回復および生態系を維持する循環の再生を目標とする施策のうち「2.河川環境の保全・再生」にあたるが、その他3施策（1.湿原生態系と希少野生生物生息環境の保全・再生、4.水循環・物質循環の再生、5.湿原・河川・湖沼への土砂流入の防止）にも関連したものとなっている。

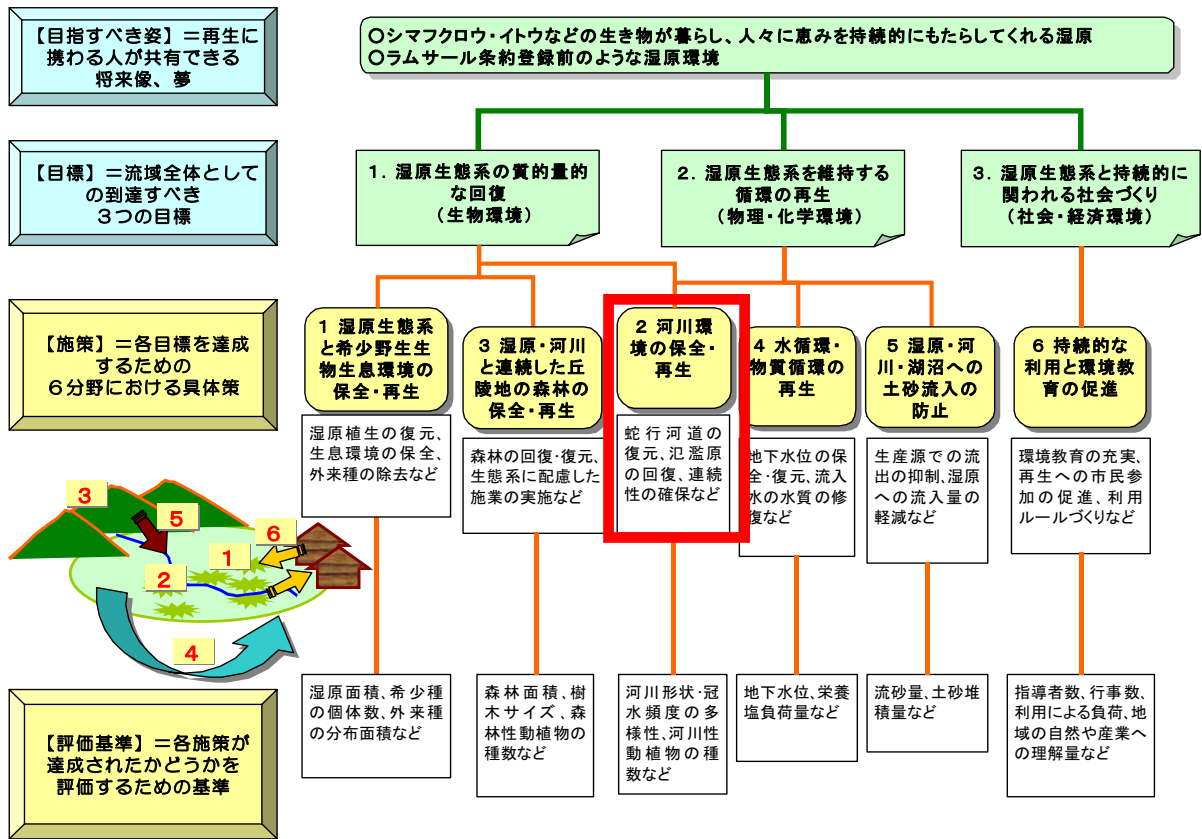


図 2-5 全体構想と旧川復元事業の関係

2-3 旧川復元の実施区域について

旧川復元事業の対象となる区域は、5 河川(釧路川本川茅沼地区、オソベツ川、幌呂川、雪裡川、ヌマオロ川)が考えられる。これらの選定理由としては、旧川跡が多く残っており、復元が可能なことや周辺の土地利用が少ないこと、湿原流入河川で河川区域内の延長が比較的長い等の条件に合致する区間であるためである。

本事業では、これらの対象河川のうち、旧川が直線河道切り替え前の河道状況に近いことや他河川と比較して各種調査の蓄積があること、実施区域の土地利用がなされておらず、実施箇所へのアクセスが容易に行えること等を考慮して、試験を兼ねた先行実施区域として釧路川茅沼地区を選定した。



図 2-6 旧川復元が可能と考えられる河川